

予算審査特別委員会（総括：午前）

日 時 平成28年3月14日（月）

午前9時00分～午前11時41分

場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）（傍聴者：なし）

説明員 木下企画課長

書 記 岸参事、岩崎事務局長

○山本委員長 おはようございます。ただいまより、予算審査特別委員会を再開します。本日は、予算審査のまとめをしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。お手元に予算審査特別委員会意見案としてペーパーを用意しておりますので、これに基づいて意見を取りまとめていきたいと思っております。まず最初に、日南町過疎地域自立促進計画の策定について、この委員会に審査を付託されておりますが、これについては特に意見がございませんでした。特に意見を付さないということではよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本委員長 そうしますと、一般会計につきまして、1番としまして、移住相談員と地域づくりアドバイザーについてということで、青年結婚UIターンとありますが、UIターンの間違いでございますので、Iを加えて下さい。青年結婚UIターン促進事業の移住相談員と観光振興対策事業の地域づくりアドバイザーについて、業務内容について統合できるところはまとめ、事務分掌を明確にされたい。移住相談員においては、成功報酬も検討されたいとまとめましたが、いかがでしょうか。坪倉委員。

○坪倉委員 まず、移住相談員はUIターンを促進するための任務を担うわけですが、地域づくりアドバイザーについては、名称は地域づくりアドバイザーなんですけども、観光事業に特化した任務を担うわけでありまして。そうしますと、ここでこの2つをあまり比較なり、比較対象にすることは適切でないなと思っております。それよりも移住相談員の役割の明確化、その役割は明確なんですけども、地域に置かれます集落支援員、移住定住に特化した業務を担当される集落支援員の任務なり定住相談員との連携などについて課題があるなと思っております。特に地域におきます集落支援に

については、その業務内容、勤務形態等についてももう少し検討して実効性のあるものにしていただきたいと思います。

○山本委員長 久代委員。

○久代副委員長 この成功報酬を検討されたいという、最後にありますよね。これ同僚議員からも提案があって、町長もそういう答弁をしているわけだけども、この考え方でやると、すべてのアドバイザーとか地域おこしのこのアドバイザー、企画課で雇用している職員に成功報酬という、要するに、人口をふやすという、UIターンを促進するということは企画課の職員全般にかかっていることであって、私は、臨時的な任用職員、嘱託職員の中で成功報酬は、私は馴染まないというふうに思います。

○山本委員長 その他ございますか。古都委員。

○古都委員 今、坪倉委員の発言の中で私もどうかなと思ったんですが、地域づくりアドバイザーは観光事業のみに特化したということなんではないでしょうか。若干、僕は、もっと広い意味で地域づくりの指導をされるのかなと思っておったんですが、そこらへんは本当はどういう範囲の任務を担っているのか、ちょっとよくわからんのですが。

○山本委員長 地域づくりアドバイザーは、もう少し広い範囲があると思います。いろいろな情報発信もされるということもありますし、観光について町外についての情報発信をするということがあります。ここの委員会としての意見としましては、専任というのが抜けてますが、移住専任相談員と地域づくりアドバイザーは、情報発信というところに向けての業務の重なりがあるように受け取りましたので、委員の中からこういう意見が出てきて、いろんな一般的に見て業務の内容がわかりづらいという事がありましたので、こういう意見にまとめたところでありました。あと、久代委員が言われたところの成功報酬の件ですが、こういう意見があったので取り上げましたが、これは削除するべきであるということでしたら、削除してもいいとは思いますが、いかがでしょうか。大西委員。

○大西委員 私は、成功報酬を削除するという事に賛成します。というのは、やはりそれだけにいってしまうよりも、本当は中身が一番大事なので結果を求めて5、10とかいう数字ばかり求めるよりも中身が大事だと思いますので、削除の方に賛成でございます。

○山本委員長 委員会の中では、地域づくりアドバイザーと移住専任相談員の報酬は、移住専任相談員の方が半額に近い報酬だったような気がしますが、それでこうい

う意見が出たと思いますけども、削除という事でよろしいでしょうか。

○久代副委員長 地域づくりアドバイザーも給料一緒では。

○山本委員長 違うと思います。100万円近く違うんでないですかね。年間280万と、移住専任相談員は月額が14万2,800円だったというふうに記憶しておりますが。その中で意欲を持ってやっていくためには、成功報酬も必要ではないかという意見がございました。坪倉委員。

○坪倉委員 地域づくりアドバイザーの位置付けなんですけども、当初は確かにまちづくり全体なんですけども、昨年でしょうか一昨年からでしょうか、観光に特化した業務に就かせるということで説明があったように私は記憶しておりますし、事務分掌にでも観光振興に関する事ということになっておりまして、当然、観光振興の中でいろんな情報発信というのはあると思いますけども、ちょっとそこを確認していただきたいと思います。

○山本委員長 事務分掌が出ますかね。事務分掌見ながら検討していきたいと思いますが。

○坪倉委員 事務分掌には観光振興に関する事しか書いてないけれども。

○山本委員長 確認してからということでしたら置いといて、次に移ってもいいと思いますが、確認をさせて下さい。成功報酬は削除ということでもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 この部分については削除いたします。地域づくりアドバイザーの業務については、時間をいただいて確認をしていきたいと思いますので、途中休憩を挟むと思いますので、その時間を借りてでも確認をしたいと思います。

○坪倉委員 集落支援員の件は。

○山本委員長 集落支援員の業務をいれるということでしたよね、意見として。充実。

○村上委員 そこも含めて一緒に企画課の中で調整をしてもらって、もう一度この項目については後で検討するという事です。

○山本委員長 業務内容を確認して、文章をもう一度。

○坪倉委員 地域の集落支援員が週3日で、移住定住の相談業務に当たるということなんで、その週3日、1年間通しての業務が成果があるように、現在の地域だけではそう多くの任務がないと思うわけですよ、思いとして。例えば、石見地域の集落支援

員の任命をしたとしても、石見地域の中ばかりで問い合わせや空き家の状態について週3日1年間出て、そういった活動するというほどの任務があるかどうかちょっと疑問でありますから、集落支援員の任務について成果が上がるように検討されたいということなのです。

○山本委員長　先程、坪倉委員の意見は、集落支援の任務について成果が上がるようにされたいということですのでよろしいですか。アドバイザーについては、確認をしてからということですね。近藤委員。

○近藤委員　要するに、各地区に1名の移住相談員を集落支援員という形で設置して、週3日勤めて月に12日から13日出るほど、そういった業務を町の方では何を想定されているのか、ちょっと自分達わかりかねるところがあってね。支援員さんを配置するというのにね。山上、阿毘縁、大宮で1名であったり、そういう感じでもうちょっと広がりを持った業務とか、その地区限定いう形になると大変任務の形態が絞られて、実態が伴わないじゃないかと思います。

○山本委員長　ただ今のは、集落支援員についてでございますが、移住専任相談員については、支援員との兼ね合いということで捉えるということですか。その任務の両方のあり方についてということですか。恵比奈委員。

○恵比奈委員　地域の中に今度任命されます定住の集落支援員の任務ですけれども、私は、執行部の説明を聞いた中で、地域にそれぞれに置く意味というのは、その地域の事はその地域人が一番よくわかるということで、それで移住された方、定住された方の相談にもものるし、それから日南町全体の移住相談員の人だけでは地域が把握できないので、その地域の集落支援員と連携をとりながら、情報提供いただきながら、お互いに手をつないできめ細かな対策をとっていくという意味でされたのだというふうに思っています。問題は週3日の仕事が本当にあるのかどうかということなんですが、そここのところをきちんと見直していければ、それは機能するためには必ず地域ごとに支援員がいることが重要だというふうに思います。それと、週3日地域でばかりで仕事がないということでしたら、それを少し減らしてその分を日南町全体で1人の移住相談員さんの報酬にその分を少し上乘せして、より責任感というか、やる気を持ってもらうとかいう方法もあるというふうに思いますが。そう細かい事ではなくて、そういう意味で坪倉委員の中にあっただのは、多分、日南町に置かれる移住相談員と地域ごとに置かれる集落支援員との連携を十分に図られるような仕組みを作られて、実

効性のある方策を練っていただきたいということだと思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員長 久代委員。

○久代副委員長 先程から、移住相談員と集落支援員との関係が出ていますので、集落支援員を新たに2校区増やすとかいう説明もあったけども、週3日で。もうちょっと具体的なことを移住相談員の募集の資料の説明もあったわけけども、いまひとつ週2日～3日とかいう言い方もある意味意味不明だし、位置付けをもうちょっとはっきりするように聞き取りもしてもいいかなというふうに思いますがどうでしょうか。

○山本委員長 どういたしましょうか。再度聞き取りをするですか。恵比奈委員。

○恵比奈委員 今年度の地域ごとに手上げ方式で置かれる集落支援員ですけれども、地域としてそういうことに取り組みたいというところは、手を挙げて下さいという方式なので、手を挙げるところがあるのかなのか、それも私たちには今のところわかりませんが。企画課の出された絵の入ったフローチャートと言いますかありましたよね。あれ以上の内容は、再度聞き取りをしても出てこないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員 業務内容については、ただいま恵比奈委員言われた通りだと思います。まとめとしましては、先程言われたような集落支援員と移住専任相談員のところの連携というところが主になるというふうに思っていますので、少しこれ時間をいただいてもう一度案を作っておきたいと思っておりますので、次に進ませていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 すいません、しばらく休憩をさせていただきますでしょうか。古都委員。

○古都委員 それで、先程次の2番ですね、観光協会長のうんぬん。もしも、先程坪倉委員が言われた地域づくりアドバイザー、観光振興対策事業の中に謳ってあるわけですけども、そちらの色が非常に濃いことになれば、1番では、地域づくりアドバイザーの話は聞けても、2番の中にそれを含まなければならないと思うんですが、そこら辺の確認もいづれいるんじゃないかと思っておりますけども。協会長が非常勤で124万8,000円、地域づくりアドバイザーが282万6,000円というような予算計上になってはおりますけど、アドバイザーは、地域資源を活用した交流を進めるんだという説明があるわけで、そのアドバイザーが1番なのか2番なのかによっては2番もアドバイザ

一について変更が必要になってくるのではないかと思いますので、休憩の間に検討いただければと。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 集落支援員の現在、今私わからんですけども、月35時間の集落支援員さん、手上げ方式で今、各まち協に配置されてますけど、そういう人と集落支援員の移住相談部門の方とが兼務できるのかできないのか。できるのかな、両方。

○山本委員長 今年は一応2地域の予定でという説明がありました。休憩をさせていただきますと思います。調整の時間を入れて45分から再開をいたします。

【午前 9:25 休憩】

【午前 9:45 再開】

○山本委員長 会議を再開します。地域づくりアドバイザーと観光協会の会長の件につきまして、企画課長の方に上がっていただいて説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。木下企画課長。

○木下企画課長 失礼いたします。地域づくりアドバイザーと観光協会の会長でございます。27年度から2人の体制ということで観光に当たっております。従来地域づくりアドバイザー、ここ近年、地域資源を活用した交流事業をコーディネートするところと概ね特化して活動いただいております。従来通り各地域の地域資源の掘り起こし、それを各地域をつないで日南町が1つの商品として作り上げていくというふうな所を、アドバイスなりコーディネートしていただくという役割を担っております。一方、観光協会の会長、これも27年の4月から従来町長だったものをいわゆる観光協会の機能強化、機動力を発揮したいということで、非常勤ではありますけども職員を1人当てております。これにつきましては近年、特に日野郡の広域交流協というあたりで広域な観光商品開発というところにも取り組んでおります。そういった意味で特に外に向けての観光協会としての業務を主に会長には担っていただくということで、2人のアドバイザーと会長というところの業務を切り分けをして、2人で一緒になって日南町の観光を商品化していくというふうな取り組みをしていくということで進めておるところでございます。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきましたが、これについて質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長　　そうしますと木下企画課長ありがとうございました。ここで皆様に訂正をさせていただきたいと思います。最初に配布をいたしました意見案でございますが、手違いがございまして、今お手元に配布しとります差し替え分が最終案でございますので、こちらに基づいて検討していただきたいというふうに思います。そうしますと1番の文章ですけれども、案としとりますところは、青年結婚 UI ターン促進事業と観光振興対策事業についてということで、企画課内には、移住専任相談員と地域おこし協力隊、地域づくりアドバイザーなどの嘱託職員が多く配置されているが、それぞれの業務がわかりづらい。業務内容について重複するところは整理し、事務分掌を明確にして有効に活用されたい。移住専任相談員においては、成功報酬も検討されたいという案を最終案としておりました。先程の議論の中で、移住専任相談員においては、成功報酬も検討されたいというところは削除ということが決まりましたので、この部分については、削除をお願いいたしたいと思いますし、先程の議論の中でありましたが、最後の方、業務内容については重複するところは整理しそのあとに、連携のある仕組みを作られ、実効性のあるものとされたいというような文章に変えたいと思いますがいかがでしょうか。連携のある仕組みを作られ実効性のあるものとされたい。とすればと思いますが、いかがでしょうか。集落支援も入れますか。久代委員。

○久代副委員長　　やっぱり企画課で新たに日にちを増やして集落支援員の要するに充実のための予算措置もされているので、集落支援員のこと言として入れて欲しいです。同僚の議員からも意見があったし、より明確にもちろん連携をしながらこの業務文章の明確にしていくということでない、それぞれが単独でそれぞれの職員の思いもあるだろうけれども、やっぱり、きちっとした理念、コンセプトを持ってやられないと効果が出ないと、発揮されないというふうに思いますので、そのこと入れた方が良くと思います。

○山本委員長　　そうしますと地域おこし協力隊のあとに集落支援員という文言も入れて、そのあとに地域づくりアドバイザーなどのということでもつなげてよろしいですか。坪倉委員。

○坪倉委員　　そこでそれぞれの業務がわかりづらいというふうに書いてあるわけですけれども、それぞれの業務は説明もあった通り、比較的単純にわかるんじゃないかなと。地域おこし協力隊は道の駅の販売支援でありますし、移住専任相談員は移住定住の促進と移住後のアフターフォローということで。ですので、当然その中の連携

というのは、役場すべてが横の連携をとりながらということになるんですけども。ですので、その連携というのがあるのもいいのかもしれませんが、先程久代委員が発言されましたように、相談員と地域に置かれる集落支援員との連携によってより成果を上げていただきたいと思います。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 それと、集落支援員というのが今までもこの人おられるわけで、今までの集落支援員とは違うんだよという書き方をされたらどうでしょうか。

○山本委員長 すみません、具体的に言ってもらえませんか。

○近藤委員 カッコして移住担当とか、移住相談とかいうことに特化されたこの集落支援員ということですが。だからその辺をはっきり明確にせんと、今までも集落支援員という形で各校区、各まち協におられるもんで、同じ名前でも新たに集落支援員を設けるということはちょっと住民の方にもわかりにくいのではないかと思います。

○山本委員長 2名追加されるころの集落支援員の話ですね。

○近藤委員 でしょう。

○山本委員長 久代委員の発言は、そうではなくて全体の集落支援員の業務をということだったというふうに私は理解しましたが。久代委員。

○久代副委員長 新設というけども、既存の集落支援員の方が兼ねてもいいという説明もあるわけですよ。それが日数を増やすことによって。それは実際的には、集落支援員の勤務日数が増えたということになると思うんですよ。だから、人を本当に新たに2人配置をきちっとするのか、いや、公募したけどもなくて、その業務を兼ねて後2、3日出勤して下さいよという様態になるのか、これはまだ明確でないわけですよ。新年度、今募集されているとは思いますが。だからそこは、そういう意味では、新たな人員配置と言いながら結果的にどうなるかも明確でない。いや、ただし集落支援員を充実すると、全体として勤務日数を増やすことによって、より恒常的な集落支援員活動をやってもらおうという意味に私はとってますけども。そこを皆さんどういうふうに、きっちり2名増員するんだということではなかったように思いますけど、どうでしょうか。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 それはここで議論するのは人の問題としてではなくて、制度として、相談窓口専任の集落支援員を新設するという議論でない、誰がするかとか兼ねてす

るかとかいう議論はここではあえて必要ないと思います。

○山本委員長 何となくわかりました。要するに、2地区で週2日プラスしていく集落支援員のところが、文言が集落支援員という同じ名前になっているのでわかりにくいということですよ、要するに。近藤委員言われた。久代委員。

○久代副委員長 近藤委員はそう言われましたけども、集落支援員そのものがもちろん空き家の問題だったり、移住定住であったり、地域の集落支援をしていこうという幅広い分野に関わって仕事をされているわけだから、私は移住定住こそむしろわざとそういうコーディネーター、相談員を公募されるわけだから、そこが中心になって全体として集落の中でのいろいろな問題を取り扱われていけばいいと思いますよ。もちろん移住定住のことは当然その中に入っているし、フローの中にも図式してあったわけだから、何々に特化することでは、やっぱりそれぞれ地域を守っていかなれないというふうに思いますので、企画課の中に新しく配置する相談員がおれば、その元にやっぱり皆さん合意ができて、仕事をやられるんじゃないかというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○山本委員長 恵比奈委員。

○恵比奈委員 今度新しく週3日ですか、移住相談に特化した支援員を配置して欲しいというねらいは、今地域にある集落支援員は、地域ごとのまち協の中で集落支援員の任務を決めて、こういうことで集落支援員を置きたいのという要望が上がってきて、各まち協でそれぞれに仕事を決められているわけです。ですからその中に、入れとられるところもあるかもしれませんが、移住定住の相談ということを経営の中に入れておられるまち協もあるかもしれませんが、基本的に今まではそういうものはあまりなかったと、はっきりとはなかったと。今度はそのことは必ずやって下さいという特化した目的で、日数を増やしますからして下さいということを手上げ方式ですけど、初年度今年は。そういう意味で、制度として作られようとしているので、やはり今までの集落支援員とそれから今度企画課がねらいとしておられる集落支援員というのは、やはり業務が重なる部分もあるかもしれませんが、はっきりと違うというふうに思います。ですから、ここで意見として取り上げる集落支援員と移住相談員との連携というのは、今度新しく設置される、新しく任命される業務についてですので、そのことをはっきりと入れたほうがいいと思います。カッコ書きでも何でもいいですが、わかるように区別した方がいいと思います。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 という具合で、ここのメンバーの中でも見解がよくわからない。ましてや町民の方からはわからないということですから、これ私が申し上げたのは、そういう状況なので、この際整理をしていただいてわかるようにしていただきたい。住民にもあの人はこういう仕事だなということがわかりづらい。特に、嘱託とか委託とかいろいろありますんで、整理をしていただきたいというのが私の最初に申し上げた思いでありますので、どの方の名称が落ちておってもいけんとは思いますが、意味は多く配置されている嘱託職員、それぞれの業務がわかりづらいので、わかりやすく整理をしていただきたいというのがお願いの趣旨でございます。ご理解いただきたいと思えます。

○山本委員長 久代委員。

○久代副委員長 先程、恵比奈委員も近藤委員もそういう位置付けを明確にしていく方がいいというふうに言われましたけども、私はそれなら今おられる集落支援員、7地区にありますけども、その勤務日数、そういう新たな公募条件を拡大して週1日だったと思います、今の勤務の中身は、概ね。それをやっぱりきちっと拡充して、勤務の中身を。やっぱり何かある特定の校区に2人とかいうような雇用の仕方じゃなくして、やっぱりそれはお互いに企画課の中で連携して助け合いながら、いろんな情報を共有していくためにも、なんか定住に特化したとかいうふうな採用の仕方そのものが、私は問題があるんだというふうに思っていますので、むしろ今おられる集落支援員の待遇も含めて、改善していくということで、その中にそういう広い意味での集落支援の業務の中に、移住定住も位置付けるということで私は十分対応はできると思うんですけども。

○山本委員長 いろいろな意見が出ておりますが、恵比奈委員。

○恵比奈委員 すみません。先程坪倉委員も言われましたように、同じ人が今までの集落支援員と今度の業務と日数を増やしてするとかどうとかいうことは、今ここで話し合うことではないというふうに私も思います。今ここで話し合うのはやはり連携を十分にするということですので、あまり細かいところまでああだこうだと言うよりも、と思えますけれどもいかがでしょうか。それはだから地域によって取り組みが違ってくるわけですから、仮に週1日なら受けれるけれども、週5日もはよう出んわという人もいらっしゃるかもしれませんが、地域の中で。なかなかその辺も、日にちがつんだ方

がという人がいるかもしれませんし、そういう仕事ならやりたくないという人もいるかもしれませんし、やりたいという人もいるかもしれません。地域の実情はそれぞれに違うわけですから、だからとりあえず今年はその方法が良いか悪いかわかりませんが、2地区に限って希望するところから取り入れるという、これは今までの色んなまち協ができるときでも何でもそうでしたので、まず希望するところから。地域として取り組めるところから取り組んで欲しい、最終的には日南町全体に入れたいんだという、それも私は理解できますけれども。

○山本委員長　　近藤委員。

○近藤委員　　本当この文章の業務がわかりづらいというところが、大變的を射ているように思います。今おられる集落支援員さんは、各まち協でこういうことをしてもらうために集落支援員さんが必要ですのでお願いしますというのを申請をして、それを了解もらって集落支援員が各まち協に配置されておるということで、今各まち協事、多里、山上、阿毘縁、それぞれの集落支援員さんは、行すべき業務というかな、与えられた大体任務が違うというのが実態です。でも今度の集落支援員は、2人分の分に対しては、これはもう移住相談をするための集落支援員を設けるということですので、業務の形態を明らかにして、はっきりして、わかりづらいというのが本当今、我々が討議しておる一番の問題ですので、わかりづらいというのが一番ですので、それをわかりやすくするように求めたいと思います。

○山本委員長　　そうしますとですね、先程申し上げましたけれども、重複するところは整理し、連携のある仕組みを作られ、実行のあるものにされたいという事の後に、特に、移住専任相談員と集落支援員、これは週2日、2地区分ですかね、については特に連携を密にされ取り組みたいというものをもう一行加えてはどうでしょうか。古都委員。

○古都委員　　一番は、集落支援員の事務の連携という項目ではないわけで、これは企画課に多く配置されて居るいろいろな肩書きの方の内容を、明確化されて連携されたいというのが項目でありますので、それを中心にさせていただいて、その中に先程坪倉委員が言われた新しい集落支援員というような言葉も入れれば、整理される話だと思いますので、どこかを特化すればアドバイザーが薄くなったりだとかするわけで、地域おこし協力隊が薄くなったりするわけですので、特化される必要はないと思いますので、企画課に所属する関係を特に整理しなさい。その中には新しい集落支援員も

これまでの集落支援も含まれるわけですので、それでいいじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長　　そうしますと、いろんな移住専任相談員、地域おこし協力隊、集落支援員、新しい集落支援員というようなことでずっと入れていってということですか、そうでもないですか。文言として入れなければいけませんので、明確に。坪倉委員。

○坪倉委員　　ようやく古都委員の真意がわかったんですけども。そうすると表題がこういう書き方でいいのかなという疑問が少しあります。企画課の中には確かに臨時職員含めていろいろありますが、ここにある相談員、協力隊、アドバイザーすべて嘱託の身分ですか、地域おこし協力隊も。それならいいですけど。企画課に他には嘱託職員という身分の方はこれ以外ない。嘱託職員が多く配置されているという表現なんで、その確認をこの3つの職種、それから集落支援についても確認をいただきたいと思います。

○近藤委員　　非常勤。

○坪倉委員　　今のは今度新設されるのは常勤。

○山本委員長　　地域おこし協力隊。委員会での議論の中で出ておったのは、こういう青年、結婚、UI ターン事業のことで、観光協会の事業のことでありましたが、今先程言われた身分については文言として嘱託職員か委託職員かということは確認をして、委託職員があれば、委託・嘱託職員というような文言に変えたいとは思いますが。それは確認をさせて下さい。それで、文章として取りまとめていくのにどのような文章にしていけばよいかということ意見をいただきたいのですが、どうでしょうか。坪倉委員。

○坪倉委員　　古都議員が言われることであれば、このままでいいと思いますよ、構うことはない。一番最後の成功報酬のところだけ削れば。そうすると表題を少し表現を変えた方が本文に対してわかりやすいと思ったところです。

○山本委員長　　表題を変えるということですが。村上委員。

○村上委員　　いろいろ議論を聞いたんですけども、状況的にはさっきの話からすれば、移住定住の相談員と新たな集落支援員さんとの事務分掌がどうなのかというのが1番議論の中心だったという具合に思うんで、基本的には坪倉委員が言われるように、地域おこし協力隊、それから地域づくりアドバイザー、今現在おられる集落支援員さんについての役割の文章については、基本的にはみんなわかつた話なんで、

だとすれば移住定住の相談員さんと新たな集落支援員さんとのそこら辺との整合性ほど取られるやな文章にされたら、話が通じるんじゃないかなという具合に思いますけどもどうですか。

○坪倉委員　議長がいわれることは私も全くその通りだと思いますが、古都委員が提案されてこういう一番の事務分掌を明確にされたいというところが、取り上げるとすればこれはこれにおいて、IU ターン促進事業で別に項目を立てて、先程の議論をすべき、項目を上げるのがいいのかなと思います。基本的には、私も議長と同じで、あえてわかりづらいということはないというふうには思っております。

○山本委員長　そうしますと、もう一つ項目を。一番の最初の表題が変わってくるということですね。これはどういう表題にしたらよろしいですか。

○坪倉委員　企画課の嘱託職員等について。

○山本委員長　企画課の嘱託職員等についてということでこの文言をして、最後の成功報酬のところは削るということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○久代副委員長　最後集落支援の言葉も入れる。

○山本委員長　集落支援を一言入れて。ここに協力隊の後に集落支援員を入れると、いいですか。それでもう1項目、青年、結婚、UI ターン事業についてということで項目を立てるということですね。

○古都委員　集落支援員について。

○山本委員長　支援員についてということですか。

○古都委員　その項目を起こせば。

○村上委員　支援員だけじゃないんでしょう。移住定住の相談員と新たな集落支援員さんの2名の予定だという、そこら辺2名という書き方をするのか数名という書き方をするのかわからんけども、そこについてちゃんといい具合に整合性を持ったものを作って下さいという言い方をせんと、いう話。それを別項目を設けて、またその先に書いてしまうのか。逆に言えば、地域おこし協力隊や地域づくりアドバイザー、集落支援員と、嘱託職員なんか非常勤職員なんかわからんけども、多く配置されているが、その業務内容がわかりづらい。特に新たな移住定住の相談員と集落支援員数名を配置されるが、そこらへんの時間に対してのわかりやすいというか、そこらへんちょっと文言をいい具合に考えていただければ繋がるのかなとは思いますが。

○山本委員長　これに項目を立てずにこれにつなげるという意見が出ましたが、どうしますか。久代委員。

○久代副委員長　別に項目を立てなくても私はいと思います。結局、新たに設置する移住定住相談員ということがまず最初にあって、それから、今ある集落支援員など、新たな集落支援員の業務内容ですよね、を明確に、わかりづらいとか明確にするべきだと、より。それで連携を図りながら、移住定住促進を図れと、より事業充実するよというふうなことでいいじゃないでしょうか。初めにやっぱり新しく始まった移住定住相談員の文言がまず来るのが1番いいんじゃないかなというふうに思います。

○山本委員長　新たに設置するということを入れる。

○久代副委員長　新たに設置するということをね。

○山本委員長　新たに設置する集落支援員と集落支援員。文字にあげていかなければいけませんので、確認をさせていただきたいと思いますが。先程は、新たな項目を立てるということにしたんですけど、その一番としてこの事業名ではなくて、企画課の嘱託職員等についてという項目にするということによろしいですか、まず。このままの項目で行きますか。

○恵比奈委員　このままの項目でいいと思います。

○坪倉委員長　はい、このままのものにしておいて、文言とすれば、企画課内には、移住専任相談員と新たに設置する集落支援員と従来の集落支援員・地域おこし協力隊、地域づくりアドバイザーなどの委託嘱託職員が多く配置されているが、それぞれの業務がわかりづらいという形で後ろをつなげていくという形によろしいですか。恵比奈委員。

○恵比奈委員　後ろにつなげる、後の文章が特に移住専任相談員という書き方をしていくなら、ここの最初の企画課内には移住専任相談員という言葉が入ると何重にもなると思いますので、そこをちょっと整理して、今あまり切ってしまうかもしれないけど、企画課内には、地域おこし協力隊、地域づくりアドバイザーなどの嘱託職員が多く配置されているがぐらいに、少なすぎていけませんでしょうか。そうした方がその次に特に議長がさっき言われた、特に新しく設置される移住専任相談員というふうにつなぎやすいと思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長　坪倉委員。

○坪倉委員　私はやっぱり分けた方がいいと思います。例えば27年度補正で繰り越しになります IU ターン促進事業などもあります。地方創生総合戦略元年ということからして、IU ターン、移住定住の促進にもっと力を入れるべきだということを明確に表した方がいいのかなという気がします。

○山本委員長　どういたしましょうか。もう一つ項目を立てるのか、これにつなげていくかということになるとと思いますが。久代委員。

○久代副委員長　これについてはまとめましょう。二つ立てるか一つにするかも含めて。

○山本委員長　これは少し時間をいただいて、後ほどまとめたものを協議していただくということにして、2番目に移りたいと思います。2番目、観光振興対策事業について（非常勤職員）賃金として観光協会会長の賃金を計上し、別に観光協会へ業務委託金を計上しているが、観光協会業務委託金の中に（非常勤職員）の賃金も含めるべきであるというふうにしましたが、いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　ないようでしたら、これでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　3番目、子育て支援策について保育料の無償化をされたが、一時預かり利用料は有償となっている、保育料と同様に無償とされたい。0歳児預かり保育、放課後児童クラブ、事業所内保育利用料は2分の1軽減を実施されているが、人員確保と合わせて、さらなる負担軽減を検討されたいとしましたが、いかがでしょうか。久代委員。

○久代副委員長　この人材確保は、実際にはここは社協に委託して行っているわけだけども、社協そのものが放課後児童クラブなどに勤めてもらえる人材に困っているという意味なんでしょうか。

○山本委員長　恵比奈委員。

○恵比奈委員　いろんな意見があって、こないだの会の話も物の何かで読ませていただきましたけれども、無料にすると無料だからという事で学童保育やいろんな保育に出される人が増えると。人数が多くなると番についてくれる人の人材がなかなか確保できないので、無料にすることはできないというようなくだりを何かで見ました。そういうことは本来言うべきことではないというふうに思いますし、人材確保は人材

確保で考えて、無料にすれば誰もが無料だから出すというような、そういう言い方は今子育て支援を公として、子供の数を増やすためにしっかりやっていこうというときにあって、特に日南町では子育て支援を充実して、そしてよそからの移住定住を呼び込もう。シングルマザーにでも来てもらおうというような政策を打ち出す町にとって、そういうことは決して口にしてはいけないことだというふうに思いますし、思ってもいけないことだというふうに思います。なので、この人材確保と合わせてというところは気持ちとしてはわかりますけれども、さらなる負担軽減とか言うようなやさしい言葉ではなくて、完全無料化を実施されたいというふうに入れていただきたいと思えます。

○山本委員長　　いかがでしょうか。そうしますと、実施されているが、無料化を実施されたいということですか。恵比奈委員。

○恵比奈委員　　人材確保と合わせてのくぐりをすべて削って、2分の1軽減を実施されているが、そこで保育料無料化と合わせて、合わせてがいらんかもしれんね、完全無料化を実施されたい。

○福田委員　　人材確保は消さない。

○恵比奈委員　　はい。それはまた別の問題だと思います。そこでですね、委員長すみません。前から大体に事業所内保育の場所とか沢山来られるので狭いということと、それから、0歳児保育の場所とか、それからやり方とか学童保育の場所とかやり方とか、いろんなことを議会としても大勢になっても対応できるようにやって下さいということ度を度々申し入れしているというふうに思うんです、意見として。そのことがなかなか取り組んでいただけないからこういうことも出てくると思いますので、それはそれでまた別だと思いますが。

○山本委員長　　古都委員。

○古都委員　　今恵比奈委員は、場所の話もされたんですが、人材ということを書いておりますが、多分0歳児あたりになると保育園でも年齢が下がると先生1人に対して見れるのが、4.5人ですよこういうふうにだんだん厳しくなるんですよ。0歳児ぐらいになると多分1人子供預かると、2人ぐらいおらないと1人が預かれないという事態で、これまでの保育園やなんかのイメージとは全く違う世界に入っていく部分だと思うんですよ、ここは。でもそこらへんが本当に手だてができればいいんですけどもそこら辺情報を何か委員長持っておられたら。

○山本委員長　情報というのは、まだ実施されておられませんので持っておりませんが、こういうことを入れさせていただいたのは、やはりしなさいしなさいというだけではなくて、やはり人材ということはどここの事業所も今大変人材不足になっておりますので、人材を確保しなければ実施できないというふうに私考えましたので、人材確保と合わせてということで、文言を入れさせていただいたところであります。私は人材確保と合わせてという言葉を入れていただきたいのですが、負担軽減にするのか無償化にするのかということは全然違うと思いますので、このことについて皆さんのご意見をいただきたいと思いますが。今は完全無料化ということの意見ですが、負担軽減という意見はございませんでしょうか。確か委員会の中では、負担軽減も考えなさいというような意見であったような気はしておりますが。皆さん今ここで決めていただければそれで結構ですが。完全無料化ということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　ここの中で保育園の無償化ということですので、完全無償化という文章にさせていただくということで。お願いいたしたいのは、人材確保と合わせてという文言は入れさせていただきたいのですが、どうしても取れということでしょうか。私としては、人材確保と合わせてという文言は入れていただきたいというふうに思いますが、ここも取れということなら。足羽委員。

○足羽委員　全国的にも非常に保育園の人材を確保するというのはだんだん難しくなってきました。私としてはやっぱり人材確保と合わせてというのは入れた方がいいかなと思います。それと、0歳保育なんですけども、素晴らしいことだと思いますが、ただ、親としてやっぱり1年ぐらいはしっかり子供と関わりを持たせるというのは非常に親としての務めでもありますし、0歳とか1歳とか非常に大切な時期じゃないかなと思います。0歳になればどんどん人が、親が保育園にお願いするという可能性もないことはないんで、この辺はやっぱりしっかりと考えるべきではないかなと思います。

○山本委員長　　恵比奈委員。

○恵比奈委員　先程、足羽委員言われますけれども、誰が考えてもそれは母親なら誰でも0歳児の間、1歳になるまでできれば3歳になるまで子供としっかり向き合って育てていきたいという思いはみんな同じだと思います。それができないから預けるわけです。特に0歳児については、どこも今1年間の育児休暇というのはほぼできている

と思いますけれども、仕事をするためだけに0歳児を預かってもらうということばかりではないというふうに思います。やむを得ない家庭の事情もあったりすることもあると思いますので、そういうことは無料になったから0歳児が増えるとか、そういう問題ではないと思いますので。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 今の件については恵比奈委員と同様な意見ですけれども、まず人材確保という文言についてはなくてもいいなと思います。先程誰かに発言がありましたけれども、例えば場所の問題とかいろいろでできます。まず0歳児について言えば、今保育園では実施してない状況ですし、町長も保育園でやる気はないという発言もされておりますので、当分社会福祉協議会での預かりということになろうかと思います。そういうことも含めてですし、この支援策無償化ということをアピールする段階で、特に人材確保についてという文言を入れる必要はないのかなと思います。人材確保ということを入れたら、前段に、今人材確保が困難な状況にあるかどうかというところの指摘が必要なのかなと思ってます。それと文章全体として、2行目に無償化されたいという言葉があるんで、そこは一時預かり保育も含めて0歳児預かり保育、放課後児童クラブ、事業所内保育というところにつなげていただければ無償化というのが2つ出てこなくていいのかなと思います。

○山本委員長 すみません、つなげるところをもう一度言っていただけませんか。
坪倉委員。

○坪倉委員 文章的には、保育料の無償化をされたが、一時預かり利用料は有償となっているですね。そこはそれでいいとして、その次に保育園での一時預かり、それから。無償化されたがで切れればいいですね。されたが、一時預かり及び0歳児預かり、放課後児童クラブ、事業所内保育利用料は2分の1軽減となっている。今言葉が繋がりますが、要するに最後を、軽減を実施されているが無償化されたいという言葉で締めくくるとすれば、その前にもまた無償化されたいという同じ言葉が出てくるので、そのつなぎを考えていただきたいということです。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 先程、坪倉委員が言われたように、私は人材のことは後の問題で、先に無償化にしましょうというのを検討していただくのを、文言で入れた方がいいと思いますので。だから文言で言えば、無償化されたが、一時預かり保育料と0歳児から

始まって保育料を合わせて無償化に向けて検討していただきたいというふうに簡単にした方が。だから人材確保とか言うのはこのところには入れないで。人材のこともあ
るけど、場所のこと、当然人材が必要になれば場所も増えるわけですから、その時に。
だからとりあえず検討しなきゃいけないのは、無償化に向けて検討しなきゃいけない
ということを私はアピールした方が良いと思います。

○山本委員長　　どちらが先かという議論になるとは思います。ただ、受け入れ態勢
もないのに募集をするということについても私疑問を感じるところであります。久代
委員。

○久代副委員長　　保育園の無償化と子育て支援センターですよね。要するに、同じ
子育て支援の中でも子育て支援センターで行っている事業と、それから事業所内保育
のことをやっぱりちょっと分けて書いた方がわかりやすいと思う、文章上。要するに
子育て支援センターで行っていることで、皆さんいろいろ意見が出ているわけで。も
ちろん人材確保のことも書いていいと私は思います。現に、例えば緊急に一時預かり
とか保育園に途中入所したいという場合には、必ず職員の配置の問題が出てくるわけ
ですよ。石見であろうが山上であろうが。ここは0歳児はなしだけでも、ちょっと急
に預かれませんが、ちょっと他の園に行ってお下さいとか、いろいろ実際にはそういう対
応をされているわけで、やっぱり人員確保の問題は私は保育の問題でも重要だとい
うふうに位置付けていますので。保育園だろうが子育て支援センターであろうが必要だ
というふうに思います。

○山本委員長　　そのほかありますか。古都委員。

○古都委員　　今久代委員が表現しやすく分けてやったらと、施設ごとですね、言わ
れましたけど、問題は0歳児をどこでやるかというような話も次にはあるんで。保育
園でかつて論議されたのは0歳児やるなら石見でないとできませんよとか、スペース
的に。ですから、それをはっきり分けることは表現の中で難しいんじゃないかなと思
ってますけども。

○山本委員長　　久代委員。

○久代副委員長　　これは、だって社協に委託している業務と要するに直営の保育園
でやっていることと、やっぱり私はこれそもそも成り立ちからして違うと思いますよ。
放課後児童クラブだって昔は学校で放課後やっていたわけですからね。学校教育の中
で、一環として。だからそれはやっぱりどこの事業所がやっているかということは明

らかにしてもいいと思うし、それは町がたまたま0歳児をやっていないわけであって、県内の保育園では0歳児やっているところ結構ありますのでね。そういうことも含めて、確かに今は、社協に委託しておるけども、ということのはっきり住民の皆さんにもわかるように。0歳児どこでやっているのみたいな事があるので、そういうことはやっぱりきっちり事業所は明記した方がいいと思います。一時預かり保育もそうです。特養のあかねの郷で預かっているのということが、よりわかりやすいというふうには思いますけども。

○山本委員長 恵比奈委員。

○恵比奈委員 どこでやっている事業かということが、子育て中の町民にとってそんなにこだわるべきことなんでしょうか。無償化ということを考える時に、私はそこは行政側から考えれば、たてりとして必要かもしれませんが、どこがやっている、どこに委託している事業かということに関係なく、子育て支援として無償化していただきたいということなので、そこはこだわる必要はないというふうに思いますが。

○山本委員長 議論は表題としております子育て支援策ということでまとめさせていただいておまして、個別の中でよろしいですか。申しわけございませんが、人材確保と合わせてという文言を入れさせていただいて、完全無償化を実施されたいとまとめたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 そうしますと4番目、山村情報バンク事業ということで、委託内容は、不在村地主の対応等である。地籍調査でも不在村地主については課題となっており、本来町が行うべきである。委託先の変更も含め検討されたいといたしましたが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 そうしますと5番目、日南ブランド化促進事業について、地方創生加速型27年度補正予算800万円と合わせ、1,350万円を業務委託されるが、委託先の選定を含め精査され、必ず十分な成果が上がるよう実施されたいとまとめましたが、いかがでしょうか。必ずはどうしますか。よろしいですか。6番、町有林事業。町が権利を有する山林2,282haのうち1,519haの町有林がある。林業政策において、循環林の重要性は理解できるが、昨今の林業情勢を踏まえた上で分収造林の必要性について分収割合を含め、町有林管理経営審査会等において審議されたいとまとめました

が、いかがでしょうか。久代委員。

○久代副委員長 町が権利を有する山林のうち、1,519haの所有林があるという表現の仕方が、地権なのか地上権なのかということをやっと詳しく書いておいた方がいいと思います。ここに、そのうち分収造林がということで。ですから、泥も地上権も両方あるのと、土地の権利と、それがちょっとわかりづらいので。

○山本委員長 山林のうち分収造林なんぼってということで表記しなさいということです。

○久代副委員長 分収造林、そのうち。

○坪倉委員 町有林2,282のうち分収林。

○久代副委員長 分収林が1,519ということでしょう、逆ですか。

○山本委員長 いや、これは土地が1,519。

○久代副委員長 逆ですか。

○山本委員長 ですから、分収林はこれから引いた数字になります。

○久代副委員長 そのことを明記しておいた方がいいと思います。

○山本委員長 それでは、所有林ではなくてそのうち分収造林763ヘクタールがあるという表現に変えると。最初は町有林という表現。町が権利を有するではなくて町有林という表現にして。久代委員。

○久代副委員長 議長が過日話されていたことだと思うんですけども、要は分収契約していて、ほとんどわりと古いところは伐期が来て、主伐の伐期を迎えると。それでもって再造林を分収契約でやるのかというふうな趣旨の質問もあったように思いますけども、今立木としてある分収契約の山そのものの契約を見直せという意味なのか、新たに全伐した場合の分収契約を見直すというのか、ちょっと今ひとつわかりにくい面があるんですけどもどうでしょうか。

○山本委員長 村上委員。

○村上委員 この部分につきましては、私が先般発言をした部分を取り上げていただいたという具合に思ってますけども、昨今の情勢からすれば県の公団造林にしても、ただ植えたままもう手入れも行き届かないので、お返しをしますという状況。そして、公社造林等々については四分六の権利がある部分についてを、それを二八に変えて下さいという状況。そういったような状況を踏まえれば、今ほんとにここの場で日南町が持っておる分収造林が、今継続されとる分についてはその時期でいいだろうという

具合に思ってますけども、その時の分収を解除をする方向での話し合いをされた方が、維持管理とすれば1,519だったと思いますが、それだけ町としての自前の所有林がありますんで、その部分の手入れだけをしていく方法の方が十分にこれから先、50年60年80年のスパンの中で話をする話ではないんじゃないかなという具合に思ってますので。できれば分収造林の契約がくれば、やはり私はそこは解除をする方向で、方法論とすれば、立木を残してお返しをするとか全伐をして新植をしてお返しをする方法とか、いろいろな方法があるんだろうと思いますので、そこは経営審査会とか経営審議会だと思えますけども、この部分にゆだねて、本当の日南町林のあり方というものを検討していただくべきだろうという具合に私は思っています。

○山本委員長 久代委員。よろしいですか。坪倉委員。

○坪倉委員 趣旨はよくわかるし、これから将来にわたって分収を持ち続けるというのも大変困難な課題も多いと思えますんで、そういう方向でいいと思えますけど。循環林経営の重要性は理解できるかっていうところなんですが、それは分収であろうと自前の山であろうと林業経営の中で、それから自然環境、環境保全の中で循環林というのは必要なことであって、それが分収と自前の山とのあまり差はないのかなと思えますが。

○山本委員長 村上委員。

○村上委員 今言われることはわかりますけども、状況的に今年度の予算の中で、福栄の大谷山が約10ha部分だと思えますけども、それを全伐をしてとりあえず契約は同じ契約で6.5と3.5ですか、の契約でどうもやられるというような話なんで、そういうものが本当にこれから先通用するのかどうなのか。それで循環林については、基本的に町が所有している山を皆伐をしていって、そこに新植をしていって、雇用の創出をするというのは私は理解ができるという具合に、この書き方はそういった具合に読んでますので。雇用の確保という面からすれば、皆伐をして新植をしていただいて、中狩りをしていただいて、枝打ちをしていただいて、育林をしていくんだというその考え方については私は賛成をするものであります。

○山本委員長 いいですか。どういたしましょうか。久代委員。

○久代副委員長 この町有林のあり方全般について、分収、特に再造林主伐するにあたっての再造林で、再契約するののかということも含めて、その分収割合もあると思うんですよね。分収割合もあるし、その点について町有林の経営審議会の中で十分な

審議をされたいということで、私はいいと思います。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 自分も今の話ですけど、この文言からいけば分収割合を含めという文言をかえて、要するに今の話では契約を延長せずに、自前の町有林を維持していくことでこの従来の林業政策がまかなっていけるんじゃないかという意見でしたので。要するに、分収割合じゃなしにもう一段階強い状態、最悪と言やあおかしいですね。要するに契約を結ばないということを含めて審議会の方で検討願いたいという文言の方が良いではないかと思います。

○山本委員長 そうしますと、分収割合や再契約を含めというような言い方になりますでしょうか。どういたしましょう。いずれにしても、審議会の方に審議を委託するわけですが。荒木委員。

○荒木委員 聞いておりますと、このままでいいじゃないですか。必要性について分収造林の割合も含めて、審議会で検討して審議されたいということですから。必要性ということは廃止も含めて、それから割合も含めてですから、と私は思います。

○山本委員長 という意見がありますがいかがですか。どちらか言っていただけないと先に進みませんが。

○恵比奈委員 いいです。

○山本委員長 このままでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 そうしますと、前段のところは町有林というふうに変えて2,282haのうち分収造林763haがあるというふうに変えて、以下、このままでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 確認をさせて下さい。審議会か審査会。審議会。確認をさせていただいて、ここはもし違っておれば訂正をさせて下さい。7番目、高齢者の運転免許証自主返納支援事業についてですが、自主返納のきっかけづくりとして、当分の間交通手段を確保する目的で発行されるのであれば、返納者の希望により1人1万円のタクシー券か町営バス回数券1人1万円分かどちらかを選択できるようにされたいというふうに致しました。これは、委員会の中では町営バス1年分という意見であったと思いますが、タクシー券が1万円でありますので、回数券1万円というような表現にさせてい

いただきました。いかがでしょうか。福田委員。

○福田委員　最初に返納者の希望により1人1万円のタクシー券ということですが、タクシーは免許を返納された場合に年間1万円もらっても、その1万なくなったらもう交通手段ないでしょう。そうでなしに、もうちょっと緩和して、免許返納者には町営バスの無料パスを発行するというような考えはどうなんですか。

○山本委員長　恵比奈委員。

○恵比奈委員　今副議長の言われるのは、ずっと無料ということですか。ずっと無料パスということですか。

○福田委員　はい。

○恵比奈委員　私は、無限にというわけにはいかないというふうに思います。やはり、きっかけづくりとしての事業でありますので、ここに書いてある通りタクシー券か町営バスの回数券かどちらかを選択してもらおうという方法で、1万円がいいのかどうか分かりませんが、ある程度打ち切りということでもいいと思います。

○山本委員長　福田委員。

○福田委員　皆さん方、1万円で打ち切りはわかりますよそれは。これを何の目的か言えば、交通事故をなくすためでしょうこれは。高齢者について交通事故が多いからこういうことをしましょうでしょう。だったら、1年過ぎたら免許証また戻してくれるんですか。今度交通手段はどげになるですか、これまでずっとただだったのが、次から今度は、またどげなるですかそれは。

○山本委員長　恵比奈委員。

○恵比奈委員　おっしゃることはよくわかりますけれども、自家用車を運転することが決して費用が安いわけではありません。ですので、きっかけ作りですから、今返せば1万円分のタクシー券かバスの回数券がもらえる、本当だな、これをきりにじゃあ返納しようかと思われるきっかけ作りですから、これでいいというふうに思います。

○山本委員長　福田委員。

○福田委員　やっぱりこれは年寄りもある程度町はフォローするべきだと思うよ。交通手段においては。私そういう考えでいくとやっぱり年寄りほど切って捨てるかということになるでしょう、極端に言うと。

○山本委員長　福田委員言われるのはごもっともだとは思いますが、委員言われる

ところにつきましては、町全体のバスの運営とか、そういう全体の交通手段を考える中での無料化という検討をされるのは当然だと思います。ただ、ここにつきましては自主返納をしていただくためのきっかけとして、これだけはいかがですかという新規の事業でありますので、何というんですかね、ずっと高齢者の交通手段をこうしなさいというような提案ではないということを理解していただければと思いますが。坪倉委員。

○坪倉委員　委員長が言われる通りだと思いますけども、福田委員の言われたところについては、抜本的に高齢者のいわゆる交通弱者に対する支援のあり方ってところで、議論をする必要があると思います。例えば、日野町では距離とか別にタクシーの補助券1年間予算額を定めてそういう形もしておられます。それは、バスとかタクシーとかいろいろあるわけですけど、地域のインフラとして公共交通機関、逆に言えば利用だけじゃなくて支えていかなければならない部分もあって、日南町内にタクシーが全くゼロになってもいいかといえばそういう、地方創生の中で、そういうインフラの条件の中に議論があると思いますけども。ですので、今回は自主返納のきっかけづくりという事で、福田委員の言われるようなことについては、他の分野で、高齢者、交通弱者、障がい者も含めて、交通弱者に対する支援策というのは別のところで議論すべきだと思います。

○山本委員長　それでは、7番はこのままでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　そうしますと8番、介護サービス事業特別会計、日南福祉会の負担金について、日南町の介護サービス事業を提供する社会福祉法人日南福祉会は、介護士などの人員不足による事業所閉鎖や、国の介護報酬の大幅な引き下げにより、経営状態が一段と厳しくなっている。これまで日南町はあかねの郷などの介護施設の建設にかかる経費を、町の起債償還計画により施設の使用料として負担を求めてきたが、平成15年から平成26年、合計負債額2億1,600万円、平成27年度使用料負担2,795万3,000円を繰り延べることを初めて決定した。こうした経過を踏まえて、平成28年度においては日南福祉会の使用料負担2,795万3,000円は減免とし、後年度の使用料についても日南福祉会起債償還にかかる負担額そのものを再検討し、介護保険事業の安定的な運営に取り組めるよう町として支援を強化すべきであるということでまとめをさせていただきましたが、いかがでしょうか。古都委員。

○古都委員　　ここには減免という言葉が出ておりますけれども、どんなものでしょうね、議会として同一会期内に片方では、いわゆる繰延をやったわけですね。また28年度予算では減免という同一会期内に議会が2つの判断を出すということになるような気がするんですけども。それが一点と、減免にした場合は、例えば今度黒字になった時には、いわゆる町の会計に受け入れができないわけですし、それでいわゆる福祉会が税金を納めるという形になるんだろうと思います。ですから、私は前回の全員協議会でもそういう部分からも、繰り延べが良いではないかという意見を言わせてもらいましたんで、減免でなくて繰り延べがいいじゃないかと私は思っております。

○山本委員長　　その他ございますか。久代委員。

○久代副委員長　　今黒字になった場合という意見もありましたが、もともと社会福祉法人ですので、利益を例えば内部留保として大きく積み立てるとかいうことはなじまないし、もともと利益を必要以上に積み立てるところではないというふうに私も思います。ただし、町の起債償還計画以外にも自前で借りて建設したあさひの郷もあります。これは償還契約にももちろん載ってないわけでありまして、先般福祉会の経営内容についてお聞きした範囲では、とても介護報酬等を大幅な引き上げとかがない限り、とても今の経営状態が大幅に改善されるという見通しもたっていないというふうに思います。とりあえず私は、この全体で8億近い起債償還にあたっての交付税算定額以外の負担というこの計算の方法そのものが当初は合意されていたとはいえ、本当にこの負担額が妥当なのかと、これは町が起債で交付税措置部分をとという、町独自で提案され、それを日南福祉会が算定案を受けたというだけの話であって、やっぱりそういう意味では負担割合そのものも見直しをしていく必要があるじゃないかというふうには私は思いますけどね。

○古都委員　　だから減免ということですか。

○久代副委員長　　私は減免です。

○山本委員長　　古都委員。

○古都委員　　そこを言ってもらわんとなんか尻切れトンボで私も手があげにくかったんですが。いろんな考え方もあってもいいと思いますが、いわゆるこないだの説明を受けると大変だということは私も実感しております。しかしながら、いわゆる前回の資料にもございました。17条の項目があって、話し合いができて繰り延べができたわけです。ですから、それはそれで実質的にその部分が今返さなくてもいいという

ことですので、やられればいいと。今回この文章では減免という表現ですけれども、基本的には福祉会と町とがまず話し合っていて、どういう納め方をするかというのが手順だと思うんですよ。その前に、議会が減免まで言及するのはいかがなものかという気もいたしますし、もう一つは、介護保険自体がいわゆる保険事業なわけで、保険料を払った方の保険料額で運営していくというのが原則だと思うんですよ。そうするとこのままやりますとどうでしょうか、保険料を上げにゃいけんよになったりするわけで、いわゆるそういったことがないように町は支援すべきだとは思っております。けれども、減免をかけるということは一方、いわゆる町の方に返していただく使用料をなくするわけですから、町がいわゆる公債費として7~8億のものをずっと返していかなきゃいけない。金にはふつうは色がないと言いますが、いわゆる被保険者の方の負担分を簡単に言えば、全町民でいくと。介護保険自体は、確か40歳からだと思いますが、保険料ということになっておりまして、もらわずにずっと償還していくということになれば、いわゆる町の一般財源をみんなでそれを支えていくということですので、いわゆる保険事業の中でも特に介護保険については、国民健康保険のような皆保険の意味合いとはまた違う部分があるわけで。そこら辺を斟酌すれば、とりあえず繰延をして経営対策、経営安定を図っていただいて、それでも最終的に支払いができんだと言う段階で検討すりゃあいいことですので、同期の中で繰り延べをした、翌年も減免だというような流れには早急すぎるのではないかと。私の個人的には、数年様子を見て判断すべき大きな事項ではないかと思っておりますので、私はこの表現でなくてとりあえず繰り延べでいわゆる経営が今よりうまく行くようお願いをされて、その判断で議会としてのそういう最終的な意見は述べるべきであると思っておりますので、今回は減免でなくて繰延ぐらいでその支援策を検討して欲しいという旨の意見を出すべきだと思っております。どうでしょうか。

○山本委員長　　その他ございませんか。荒木委員。

○荒木委員　　今、減免と繰延ですけれども、例えば町が支援するとすれば、介護サービスの要するに下がった分の補填をと、まだ他に方法があるんじゃないかというふうに思いますし、普通基本的に僕ら事業で考えると、本来だったら経営が悪くなったら事業所を閉鎖して人員を減らすというのが1番最初の常套手段ですけども、これこの前詳しい説明をされました。数字も出して説明された部分をすると、そういうような方法ではなかなか難しいような気がいたしますので、とりあえず真ん中部分を抜いて、

厳しくなっている、それで介護保険事業の安定的な運営に取り組めるように町として支援策を検討されたいというぐらいでいいんじゃないかと思いますが。方法はいろいろあるわけですから。その繰延か減免だけではないわけですから、と思いますが。

○山本委員長　　その他意見ございますでしょうか。具体的に、今荒木委員おっしゃったのは、上から3行目以下ですね、これまで日南福祉会はというところからですよ。こうした経過を踏まえてのところからですか。荒木委員。

○荒木委員　　上からでいいますと、経営状態が一段と厳しくなっている、でここで切って、一番最後の方で、介護保険事業の安定的な運営に取り組めるようにということから始まって、支援の強化を検討されたいというふうでいいんじゃないかなと。

○山本委員長　　中ほどを削除。

○荒木委員　　中ほどにいろいろと書いてあります、繰延とか金額まで、負担金とか減免とか減免の金額まで書いてありますけども、とりあえずそれはちょっと検討をしていただかんと、いろいろな方法がまだ事業としてはあると思いますので。

○山本委員長　　坪倉委員。

○坪倉委員　　いろんな表現があるんですけども、根本的には日南町の介護保険サービスを一手に引き受ける日南福祉会の経営安定が一番であって、その経営安定のためには財政的などころ、それから人材的などころ、いろいろあるわけなんで、ほんとに町として本気にそこを支え切るという姿勢が明確でないと、福祉会も不安でたまらんとするわけですよ。いつ支援が打ち切られるのかというような事ではあってはいけませんと思うんで、ほんとに町として、介護保険事業並びにそのサービス事業をしっかり支え、日南福祉会が担う業務介護保険サービス事業についてしっかり支えるというところを、明確に出していただきたいと思うわけです。荒木委員が言われたように、中段の説明はあまり必要ないのかなと思います。

○山本委員長　　今、坪倉委員をおっしゃったところは最後のところですね、介護保険事業の安定的な運営に取り組めるよう、町として支援を強化すべきであるというところでもかなり強い表現がしてあると私は思いますが、いかがでしょうか。

○久代副委員長　　減免のことは触れないのか。

○山本委員長　　今の意見は、触れない、中ほどはいらぬという意見でしたが。古都委員。

○古都委員　　私はあまり詳しく勉強した事がないんですが、方法論として、先般私

提案して同等額補助したらみたいな発言したんですけど、その後ちょっと見るとあまり一般会計からそういう具体的な補助ってのは望ましくないような表現のことで、できないとも書いてないけども基本的には、会計内でという表現になっと思ったと思って、あの字句については、私まづかったなとは思ったんですけども。今も意見あったんですけども、とりあえずもうちょっと様子見てから本当に、人が集まらんとかこないだの話ではまず人口が減る、それからいわゆる被保険者が減ってくるというような状況について、もうちょっと研究したい面でもあったわけで、それによっていわゆる上手な着陸と言いますか、規模縮小みたいな表現もあったわけで。数年間それはちょっと様子を見ないと大きな判断はできないと思いますので、最初の部分のいわゆる直接補助ができるかできないか、委員長勉強しておられたら。

○山本委員長　勉強はあれですが、仕組み的にはやはり介護保険ということで、保険でありますので、一般財源入れるというのはなじまないような気がしております。大西委員。

○大西委員　前回ですね、山内理事長からの詳しい内容を聞きまして、私も本当中身までわからなかったです。今まで本当経営実態であるとか、入る金出る金、いろんなことを検討されてますが、今一番困っているのは来年度の予算を立てるのが一番困っていると。やはり前向きなプラスα、プラスに持っていかないけないのに、負が大きすぎて、当然企業であれば利益を追求しますけども、利益を追求しない以外にやっぱり町民の安定とかいうのが一番重要視なんで、やっぱり町の方でこの文章で行くと、私は介護事業の安定的な運営のために、町としてもっといろんなコミュニケーションしていただいて、いろんな施策を検討していただいた方がいいんじゃないかということで。真ん中というか、こうした経過を踏まえてという文言から再検討までは削除し、前段の今前回に対応された繰延という言葉も僕は残しておいて、経過と再検討まで削除して、あとは支援を強化すべきであるという言葉の方がいいんじゃないかなと思っております、以上です。

○山本委員長　ただいまの意見は、27年度で使用料負担を繰り延べたというところは入れて、その下段のところのこうした経過を踏まえてのところから、削除するという意見ですね。今2通り意見が出ました。上から4行目のところのこれまで日南町はというところから削るという意見と、それから4行下がった、こうした経過を踏まえて、平成28年度においてはというところから削除してはという意見の2通りが今出ました

が。久代委員。

○久代副委員長　　いずれにしても、中身の小さいことよりやっぱり減免を本気で考えるべきなのか、いわゆるこの起債償還にかかる負担額、この決め方そのものにも私は問題があると思ってますんで、はっきり言って。公設民営でした。いろんな施設もその時々によって、今回の特浴なんか負担割合決まってるよはっきり言って。新規であかねの郷に入れる。介護サービス債の一定部分を負担するのかどうか、それも私は聞いてませんが、おそらく町が設備投資するでしょう。例えばパソコンの話も聞き取りの中でありました。それは町がやる事業は全部町ですから、パソコンのソフトも全部更新するわけですよ。だけど介護保険事業は、3年に一回に変わっていく中で、パソコンも更新もそれは、介護保険事業で利益を生み出すんだからそれでいいじゃないかということもあるが、基本的には公設民営という大きな設置者の施設を作った者のやっぱり責任があるのだから、今の負担は非常に利用料負担が負担になっていると、日南福祉会として。だからその償還割合そのものも、確かに、行革の中で決められたルールかもしれないけども。これは絶対変えられないというものではないと思うし、あらゆる町内の施設が、たとえば道の駅なんかにしても、公設民営という大きなくくりの中でスタートしても、起債部分は誰も償還しないわけですから。一部利用料として家賃をもらうだけです。あれも言えば道の駅として営業であるけども、儲けを生み出すけども、町内の産業の振興のためと交流のためという大きな社会的な使命があるから、公設民営といえども3,000万円近くのお金をやっぱり町が出すわけですからね、一般財源から。だから、その点ではやっぱりオロチにしても、5億4,000万で起債部分を償還利用料としてとっていますけども、やっぱりそのルールそのものも、私は考える必要があるというふうに思います。

○山本委員長　　近藤委員。

○近藤委員　　誰も先般の福祉会の聞き取りで思いは一緒であったということで自分は理解しておるわけですけど。ここに繰延べるということがこの文言に残すとすれば、やがてこの繰延べというのが、おそらくこれを返還できるということはないということで、ただ今の時点でどういう方向があるのかというのが皆さんまとまっていないということですので、自分は将来的にそういった観点から、荒木委員の削除の方向でちょっとずるいかもしれませんが、若干玉虫色にして、要するに抜本的な改革を本当力を入れてやって欲しいということをお願いしたいと思います。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 先程の久代委員の話も聞かせてもらいまして、公設民営からの全体的な見直しという話で、それも含めて負担割合とか、本当にこういうことが来たわけですから。福祉と町としっかりと話をさせていただく必要があると思います。しかしながら、片方公設民営でいいのは近年になって屋根がとか機械が壊れてと、というような状態になってきた部分だけを見れば、ある程度公設民営でよかったのかなど。あの修繕が全部福祉会が出さないけんということになっておれば、もっとひどい経営にもなるわけで。公設民営がすべて悪いわけではないとは思いますが、時間がたてば修理が多くなったり、壊れたりするので、そこらへんも当初どうであったかというのはあるかと思いますが。ちょうどたまたま今、副町長に帰っておられまして、事情の詳しい方もおられるわけですし、含めてよく検討をしてもらって早く経営が良くなるのを望みたいと思いますので。私は、何行を削除した方がいいのかわかりませんが、特に今回はいわゆる受け皿基盤のしっかりした経営という観点で、直接しっかり話してもらいたいという思いでおります。

○山本委員長 意見も出尽くしたように感じておりますので、荒木委員言われた上から4行目のところから削除していくという案で取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 それではそのようにいたしますので。9番目、病院事業会計。町民のニーズの把握について過疎化の進行に伴い、患者数も減少し病院経営も厳しさを増している。例えば町民へのアンケートを実施したり、直接意見を聞くシンポジウムを開催するなどして、日南病院の基本方針にもあるように住民のニーズに対応した適正な医療の提供に努められたいとまとめましたが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 そうしますと10番、会計全般ということで、一般会計その他特別会計全般における人件費について。町職員の雇用形態は正規職員、62.5%と非常勤、嘱託職員、臨時的任用職員37.5%となっており、国の非正規雇用率37.4%と同率であり、非正規職員の雇用率が漸増し、賃金格差も拡大している。国の人事院勧告による給与条例の一部改正は可能な限り正職員以外にも準用し、非正規職員の処遇改善を図るべきという意見をいただきました。これにつきまして、どのようにしたらよろしい

でしょうか。久代委員。

○久代副委員長　これは私が一般質問でも一部触れましたが、いわゆる正職員と臨時等嘱託職員との賃金格差ですよね。これを町長も一定見直すということは答弁にもあったわけだけども。それにしても、一つは非正規の雇用率が非常に高まったという点もあります。とりあえず例えば給与条例の中でも期末手当等については改正をきっちり決めていないわけですよ、正職員以外は。だからその点でまた格差が広がるんじゃないかというふうに私は危惧しています。いろんなところで、今回も嘱託関係の職員とか募集してましますけども、全般的に正職員に比べて賃金が低すぎるし、それでは働く意欲も生まれないと、気持ちだけではやっぱり人間仕事はできないので、そういうことで待遇改善に努めるべきであるということで意見を提出させていただきました。

○山本委員長　これについて意見ございますか。どのようにいたしましょうか。恵比奈委員。

○恵比奈委員　おっしゃることも大変よくわかるわけですが、ここで文章の内容ですね、雇用形態が正規職員が何%あると、その次に国の非正規雇用率と同率であるというところはいらないと思いますし、どうつなげるのがいいかわかりませんが、非正規職員の雇用率が漸増して、賃金格差が拡大しているというところ今ちょっとお隣に聞いたわけですが、そこらへんのどういうふうな捉え方をするのかということで。下の可能な限り正規職員以外にも準用し、非正規職員の処遇改善を図るべきであるというところはいいと思いますけれども、真ん中の辺をちょこっと、いかがでしょうかね。

○古都委員　非正規という表現するのか、非正規という言葉はちょっとおかしいのかも。

○恵比奈委員　正職員以外にも準用し、処遇改善を図るべきである。

○山本委員長　久代委員。

○久代副委員長　大きなくくりで非正規という表現をしています。政府もしています、国もね。役場の場合は、ここに書いてあるように正規職員と非常勤、嘱託職員、臨時的任用職員、そういうふうに細かい辞令が出ています。ただ、全体として、とにかく1年間雇用ですから。今度の定住相談員、移住相談員にしても1年ですから、あくまでも。やっぱり身分保証もないし、そういう雇用の仕方そのものも問題かなというふうには思いますけども。そこは、文書はもうちょっと変えてもいいかもしれま

せんが、全体として正職員は確かにそれなりの責任があつて大変なんだということをおっしゃいますが、4割近い正規職員以外もあつてこそやっぱり役場も支えられているわけであつて、やっぱりその格差はできるだけ縮めていくのがいいじゃないかという考え方です。

○山本委員長　　まず、この意見を取り上げるかどうかというところもあるとは思いますが、その他意見ございますでしょうか。坪倉委員。

○坪倉委員　　賃金格差もなんですけど、日南町役場の実態をみとって過疎高齢化をしながらとはいえ事務量、業務量が減っていない。逆に増えておるようなところもあつて、それが正規職員だけではもう仕事が回らない状態になっておつて、非正規職員の皆さんにも相当の権限と責任を持った仕事もされて居るのが実態だと思うわけです。そういう面からすると職員定数の問題ということにも繋がるわけでありまして、一つには賃金、責任と権限を持った部署については、引き上げが必要だろうと思うしということが一点と。あとは業務分担の内容について精査すべきだと。足らんとすれば正規職員をもっと増やしていかなければ、回っていかないという実態だと思います。

○山本委員長　　大西委員。

○大西委員　　私は過去一般の会社にいたんですが、そのあと非常勤職員とかいう形で県であるとか国の関係に勤めたんですが、やはりその時にいろんな要件がございます。当然専門知識、資格等とありますので。例えばそれを町の方で資格とかすべて関係なくてもいい場合と色々な資格が必要であると、専門的な要素も必要であるし、当然公務員的な場合守秘義務を守らないいけないということもありますので、地方公務員法をきちっと理解した上でとかいろいろ難しい面もありますし。その代わり隣の仕事はできないよと、あなたこれしかできませんよということもありますので、大変難しい部分が出てくると思います。ですからそれはそれで専門性が結構あると思いますので、一概にすべて全体をとということになれば、やっぱり近隣の西部地区も見なければいけません。特にみないと日南町だけこうなってるのということもありますので。その辺をちょっと慎重に、また募集される場合はハローワークを通じたりする場合全国版で見れますのでね。いいことはいいんですけども、中身をもう少し見とかないといけない場合もありますので、ということだけちょっと意見として言っときます。

○山本委員長　　どのようにいたしましょうか。久代委員。

○久代副委員長　　今大西委員がおっしゃった、例えば資格の問題で言えば、保育士

の臨時的雇用の比率は全国でも、県内の自治体でもものすごく臨時職員の比率が高いわけですね。これも4割以上になっています、保育士の場合は。もちろん募集にあたっては保育士の資格を有するという、一部例外があるかどうかわかりませんが実際としては、今現在働いておられる保育士の場合は保育士の資格を持って働いておられて、それなりに責任をもって働いておられるというふうに思うところがいっぱいあります。だから、やっぱりそこにまた格差が生まれてくるというふうに感じていますので。それはすべて一律とはいいませんが、きちり資格を持ってその人でなければできない仕事をそれぞれやっておられるところもあるわけで、やっぱりそれについては、例えば期末手当なんかにしても約半額以下ですから、見直しする必要があるというふうに思いますけども。

○山本委員長 恵比奈委員。

○恵比奈委員 文章を考えてみました。町職員の雇用形態は、正規職員62.5%と非常勤、嘱託職員、臨時的任用職員37.5%となっている。職務内容に応じて処遇改善を図るべきであるというふうにしてはどうかと思いますが、簡単すぎますでしょうか。

○山本委員長 久代委員。

○久代副委員長 今恵比奈委員がおっしゃったことは、全体として処遇改善ということ言われているので、私はそれはそれで理解できます。ただし、そのことはまた意見としても実際どういうふうに反映されたのかということ、この1年でやっぱり具体的にチェックしていかないと、期末手当がどうなったのかと。例えば臨時的任用職員は6月とも12月とも1万円だけですからね。これは、非常勤や嘱託職員は6月が0.8月、12月は0.9月とかいう、例えば期末手当の問題にしても、具体的にどう変わったのかということも今後チェックしていく必要があるじゃないかというふうに思いますけども。

○山本委員長 この意見を審査意見として持ち上げるべきでしょうか。皆さんの考えですけど。福田委員。

○福田委員 いろいろとありますけど、確か一般質問で久代委員さん言われたときがあったと思うんですよ、答弁が。考えたという事でありますので、ちょっとそれ調べてそうなるとればはずいてもいいのではないかと。1年間見てすれば。

○山本委員長 この議会の中でこういう討論、意見を議論をしたという記憶があまりなくてですね、これを意見として持ち上げるかどうかという疑問を今感じておると

ころですが、いかがでしょうか。久代委員言われることはよくわかるんです。予てからこういう意見を持っておられるのはわかりますし、予算にも関係はしてくると思いますが、この特別委員会の意見として入れるかどうかということについてはいかがでしょうか。福田委員。

○福田委員　私は、入れることはないと思いますけどね、これは。上げんでもいいと思いますよ。

○山本委員長　いかがでしょうか。これは金曜日に、期限内にいただいたということで。恵比奈委員。

○恵比奈委員　ですので、今までこの委員会の中で議論したことはなかったかもしれませんが、意見として出たので今議論して上げるか上げないかということをご皆さんで話し合ったらいいと思います。

○山本委員長　そうしますと、上げるか上げないかという事でまず意見をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。上げないという意見がありました。古都委員。

○古都委員　今、私もそれでいいとは思いますが、議論をしておってここはあーだこーだ言う話と、初めてでできたわけで、そこら辺の物について議論をしていないので、若干議論をしてそれで上げるか上げないかいつてもらわないといけんのじゃないかなと思います。

○山本委員長　議論と言いましても、だいたい結論は書いてあるような気がしておるんですが、あとはもうこの文言をどうするかというのはやっぱり先程恵比奈委員言われたような、職務内容や処遇について改善されたいというような意見を付けるという意見が出ておりますので、これをこの特別委員会の意見としてあげるなら先程恵比奈委員言われたような形になるのかなというふうには思いますが、これを取り上げるかどうかということでまず挙手を求めたいと思いますが、この意見を審査意見に入れるべきだという委員の挙手を求めます。2名でありますので、この10番目の会計全般については、予算特別委員会の意見として付さないということに決しました。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長　そうしますと意見といたしましては10番までこの以上でありますので、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時からいたしますのでよろしくお願いをいたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長